

京都市監査事務局長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市監査委員 内 海 貴 夫

同 日 置 文 章

同 不 室 嘉 和

同 出 口 康 雄

京都市監査委員規程第3号

京都市監査事務局長等専決規程の一部を改正する規程

京都市監査事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第1条」に、「及び課長」を「，課長及び担当課長」に、「等が行なう」を「が行う」に、「ついて」を「関し」に、「，かつ，」を「かつ」に改める。

第3条第1号中「以上」の右に「の者」を加え、「欠勤その他諸願届」を「欠勤等の承認等」に改め、同条第2号中「以上」の右に「の者」を加え、同条第6号を削り、同条第5号中「の任用等」を「(担当係長及びこれに準じる者以上の者を除く。)の任用，給与，勤務時間その他の勤務条件，分限及び懲戒並びに服務」に改め、同号ただし書を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号中「以上」の右に「の者」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 所属職員の営利企業等の従事の許可等に関すること。

第3条第7号中「規則」を「京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則」に改め、同条第8号中「決定等」の右に「のうち重要なもの」を加え、同条第10号を削り、同条第11号中「削除」を「利用停止」に、「次号において」を「以下」に改め、「決定等」及び「是正」の右に「のうち重要なもの」を加え、同号を同条第10号とし、同条第12号を同条第11号とし、同条第13号中「個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号を同

条第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (14) 監査，検査又は審査（以下「監査等」という。）に係る資料の要求その他監査等の実施に伴う事務の計画及び実施に関すること。

第3条第15号を次のように改める。

- (15) 前各号に掲げるもののほか，所管業務に係る事務事業の計画及び実施に関すること。

第4条第1号中「欠勤その他諸願届」を「欠勤等の承認等」に改め，同条第3号に次のただし書を加える。

ただし，職員団体の業務によるものを除く。

第4条第5号を次のように改める。

- (5) 臨時的任用職員に関すること。

第4条第6号中「報告」を「申請，届出，報告」に改め，同号を同条第8号とし，同条第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。
- (7) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示等の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。

第4条に次の1号を加える。

- (9) 告示及び公告の決定に関すること。

第5条中「庶務担当課長」を「庶務を担当する課長」に，「職員の扶養親族，通勤手当及び住居手当の認定に関すること」を「次のとおり」に改め，同条に次の各号を加える。

- (1) 所属職員の休暇，欠勤等の承認等に関すること。
- (2) 所属職員の出張及び復命に関すること。
- (3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし，職員

団体の業務によるものを除く。

- (4) 所属職員の時間外勤務命令に関する事。
- (5) 職員の扶養親族、通勤手当及び住居手当の認定に関する事。
- (6) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。
- (7) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示等の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関する事。
- (8) ホームページの作成に関する事。
- (9) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。
- (10) 証明に関する事。
- (11) 監査等に係る資料の要求その他監査等の実施に伴う事務のうち軽易なもの計画及び実施に関する事。

第6条の見出しを「(課長専決事項)」に改め、同条各号列記以外の部分中「課長」の右に「及び担当課長」を加え、同条第1号中「所属職員」を「補佐職員」に、「欠勤その他諸願届」を「欠勤等の承認等」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「所属職員」を「補佐職員」に改め、同条第5号を次のように改める。

- (5) 担当事務に係るホームページの作成に関する事。

第6条第6号中「軽易な」を「担当事務に係る軽易な申請、届出、」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 担当事務に係る証明に関する事。
- (8) 監査等に係る資料の要求その他監査等の実施に伴う事務のうち担当事務に係る軽易なもの計画及び実施に関する事。

第8条第1項から第4項までを削り、同条第5項中「前各項の場合に」を「局長等に事故がある場合において、その職務を代理する者が当該局長等の専決事項を代決す

るときについて」に改め，同項を同条とする。

附 則

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

(監査事務局第一課)